

曾於市公告第7号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、地域計画案の内容を次の通り縦覧に供する。

なお、地域計画案について、縦覧期間満了までに本市に意見書を提出することができる。

令和7年3月3日

曾於市長 五位塚 剛



- 1 縦覧期間 自 令和7年3月3日
 至 令和7年3月17日
- 2 縦覧場所 曾於市役所 本庁 農政課
- 3 地域計画を作成した地域 18 地区
 - (1)末吉町 : 高松、深川、諏訪方、南之郷、二之方、岩崎
 - (2)大隅町 : 岩川、月野、恒吉、荒谷、坂元、須田木、大谷、中之内
 - (3)財部町 : 七村、南俣、北俣、下財部